

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和2年4月28日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 上 篤 久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期
高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の4条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法
第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保
険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別
措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイ
ルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる
ときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過
した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた
日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直
近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該3月間のうち就労した日数
で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上1
0円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2

に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書きの規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する特例の適用）

第8条 前3条の規定については、令和2年1月1日から広域連合長が定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。